

# 役場からの おしらせ

南木曾町役場 ☎0264-57-2001  
☎0264-57-2270

## 国民年金保険料免除が 4段階になります

**住民係**  
問 松本社会保険事務所  
☎02663(32)5821

国民年金保険料の「免除制度」をご存知ですか。

病気や失業などの経済的な理由等で、保険料納付が難しいときに、申請により保険料の納付が免除される制度です。平成18年7月からは全額免除、半額免除に加え4分の1、4分の3免除が加わります。本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が各段階の免除基準に該当していることが必要となります。

### ■手続きは？

年金手帳と印鑑をご持参の上、役場住民係で申請の手続きをお願いします。

失業による申請の場合は、離職票または雇用保険受給資格者証などの証明書の添付をお願いします。

なお、申請は原則として毎年度必要となります。

### ■次の点に注意して！

免除が承認されても全額免除以外の場合は、保険料の一部納付が必要です。

納め忘れると未納の扱いとなりますのでご注意ください。

## 子宮がん・乳がん検診 について

### 問 保健衛生係

今年度の子宮がん・乳がん検診を下記のように実施します。今年度偶数年齢になり、4月の該当者調査で「町で受ける」と答えた方には検診の案内チラシを配布する予定ですが、それ以外の方で受診希望の方はお問い合わせください。

### 1 施設検診（坂下病院）

8月17日 8月31日

9月14日 9月28日

10月19日 10月26日

11月9日 11月16日

\*いずれも木曜日

\*子宮がん検診、乳がん検診を同時実施

### 2 検診車検診（社会体育館）

10月13日（金）

子宮がん検診、乳がん検診、骨健診を同時実施

### ■対象年齢

○子宮がん検診：20歳以上

○乳がん検診：30歳以上

（マンモグラフィ検診は40歳以上）

### ■受診間隔

2年に1回

\*対象者は、今年度偶数年齢（19年3月31日現在の年齢が偶数）になる方です

ただし、2年に1回の受診機会ですので、昨年度受診していない奇数年齢になる方は受診できます。希望者はご連絡ください。

### ■注意事項

①乳がん検診は、視触診のみの検診は行いません。

②坂下病院での乳がん検診は、マンモグラフィ検査が基本で、希望により視触診もできます（料金別）。

③検診車での子宮がん検診は、頸部がん検診のみです。

坂下病院での子宮がん検診は、頸部がん検診が基本ですが、希望により体部がん検診もできます（料金別）。

### ④検診は、全て事前申込み制です。必ず申し込みをしてください。

④検診は、全て事前申込み制です。必ず申し込みをしてください。



## たばこを本気でやめる 笑顔で卒煙クリニック

問 木曾保健所健康づくりチーム  
保健師  
☎02664(25)2233  
☎02664(24)2276  
Mail: kishoto-kenko@pref.nagano.jp

「禁煙しようとは思うけど自信がない」、「今まで何度か挑戦したけど長続きしない」、そんな禁煙を希望される方に、このクリニックはいかがでしょうか。

木曾保健所で実施している「笑顔で卒煙クリニック」は、無理なく禁煙できる方法をスタッフと一緒に考えながら取り組んでいくもので、禁煙を強要するのではなく、本人

の禁煙したい気持ちをサポートするものです。禁煙開始後は、3ヶ月で5回程度のフォローアップを予定しています。

### ■日程（18年度）

4週ごとの木曜日

7月20日 8月17日

9月14日 10月12日

11月9日 12月7日

1月4日 2月1日

3月1日 3月29日

### ■受付時間（予約制）

午後2時～午後3時

\*右記の日程から電話またはFAX・メールで、初回受診日を予約してください。

### ■場所

木曾保健所1階相談室（木曾町 木曾合同庁舎内）

### ■初回相談内容

一酸化炭素量測定と結果説明、禁煙に向けた話し合い、助言

### ■費用

無料

### ■必要方にはニコチンパッチの処方、病院の紹介

無料



## 南木曾町簡易耐震診断 事業の実施について

### 建設住宅係

町では今年度と来年度の2ヶ年で木造住宅の簡易耐震診断事業を計画しています。

調査戸数は年度毎に200軒を予定しており、今年度は読書・妻籠地区の一部、来年度は妻籠地区の残りと蘭広瀬・田立地区の診断を行います。

事業実施につきましては、診断前に対象となる方へ個別にご連絡させていただきます。診断に入らせていただきます。

また、昨年度簡易耐震診断事業の意向調査を実施いたしました。昭和56年5月31日以降に建築工事に着手した住宅を所有されている方で調査票を提出されていない方、又は追加の希望がある方はご連絡ください。



## 7月は南木曾町環境美化月間です

### 保健衛生係

南木曾町美しいまちづくり条例が平成17年10月1日から施行となり、8ヶ月余り経過しました。

住民の方には、「美しいまちづくり」実現のため様々なご協力をいただいておりますが、こころない人々たちによるポイ捨ては未だ後を絶ちません。即効性のある方策がなかなか見つからないため、根気よく取り組みを続けていく他ありません。

南木曾町美しいまちづくり条例の第22条の規定に基づき、7月を環境美化月間と定めました。

各地区、個人で環境美化に関する取り組みについてご協力をお願いします。(取り組みについては各地区、個人の独自性にお任せします。)

○各地区のごみ拾いで集めていただいたものについては、可燃物、ガラス類、金物類に分別し、1〜2箇所にとまとめておいてください。(場所の報告を役場までお願いします。)後日回収します。

○草刈後の草等は従来地区で行ってもらっていた処理をお願いします。

## 動物を正しく飼いましよう

### 保健衛生係

近年、飼育動物に対する意識は、核家族化・少子高齢化など、人と動物を取り巻く環境の変化に伴い、単なる愛玩の対象から家族の一員或いは人生のパートナーへと大きく変化しており、家庭生活における飼育動物に対する意識は年々高まってきています。

その一方では、無責任な飼主による飼養動物の遺棄、虐待及び不適切な飼い方による近隣への迷惑などが発生しています。

これらのトラブルの発生を未然に防ぐには、動物の本能、習性及び生理を十分に理解した正しい飼養管理を実践することが大切です。

次のことに留意し、人と愛玩動物の良好な関係を維持しましょう。

一 飼犬の放し飼いはしないようにしましょう。(首

輪やつないでいる鎖などがはずれて逃げないようにしてください。)

二 散歩中でも他人に迷惑をかけないよう、引き綱は短くし、糞の始末は飼主が責任をもって行いましょう。

三 子犬、子猫の出産を希望しない人は、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

四 犬の飼育にあたっては、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を必ず受け、未登録、未注射の防止に努めましょう。

五 家庭で飼育している犬、猫などの動物には所有者を明らかにするため、鑑札又は名札を着けましょう。

六 動物には命があります。むやみに捨てたり虐待することはやめましょう。



## ご厚志に 感謝申し上げます

次の方から、福祉に役立ててほしいとのことでご寄附をいただきました。(敬称略)

岡田 かおり (中津川市)

いただいた寄附金は、自閉症や発達障害などの障害について知ってもらうための参考図書や、絵本の購入に充てさせていただきます。



絵本はちびっこひろばでも利用されています



本の一部

購入した本は、各保育園・小中学校に配付するほか、南木曾会館の図書コーナー、役場福祉係に設置し、住民の皆さんに貸し出しを行います。お気軽にご利用ください。

### 水道メーター検針員について

問 上下水道係

この5月から水道メーター検針業務の外部委託を開始しました。

検針員さんのお名前と担当地区を紹介します。

氏名	担当地区
安部みな子	蘭・広瀬
乙部 治一	妻籠・神戸・北部
青木久留美	三留野（神戸を除く）
古井小恵子	田立

2ヶ月ごとに検針業務で各世帯を巡回しますので、みなさまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



### 感染症（食中毒）に注意しましょう

問 保健衛生係

気温の上昇する季節になり、腸管出血性大腸菌、腸炎ピブリオ、サルモネラ菌などの細菌による感染症が発生する危険が高まっています。

食中毒とは、感染症のうち、感染源が食べ物や飲み物の場合に限っていいです。これらの感染症（食中毒）を防ぐには、正しい知識と行動で身を守ることにあります。

そこで、毎日の生活の中でも、次の3つの点に注意してください。

○予防の基本は、手洗いとうがいです！

人間が細菌を運ぶ事もあります。

帰宅時、起床時など、こまめに何度も行い、自分も家族も予防しましょう。

○細菌やウイルスを食品につけない！

台所は清潔に保ち、トイレの後、生の肉・卵・魚に触った後は手洗いを。

○食品についた細菌を増やさない！  
細菌は普通、冷蔵庫くらい

の温度（5〜10度）で増えにくくはなりますが、わずかに増え続けていますので、冷蔵庫（冷凍庫も含む）は過信できません。購入した食材は、素早く調理し、すぐ食べて片付けましょう。



### 商業・法人登記事務のコンピュータ化について

問 長野地方事務局木曾支局  
☎0264 (22) 2186

長野地方事務局木曾支局では、会社・法人の登記事務を平成18年6月26日から順次コンピュータに切り替えることを予定しています。

コンピュータへの切り替えには一定期間かかることから、会社等の登記事項証明書、印鑑登録書を交付するまでにお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

コンピュータ化により、従

来の会社・法人登記簿の謄本・抄本に代えて登記事項証明書、代表者の資格証明書を代えて代表者事項証明書をそれぞれ発行し、登記簿閲覧制度に代えて閲覧登記事項要約書を発行することになります。

また、会社・法人の登記事務をコンピュータ処理することにより、木曾支局以外の法務局の窓口においても登記事項証明書及び印鑑証明書等の交付ができるようになります。

なお、木曾支局で交付を受けた会社・法人の印鑑カードにつきましては、そのままご使用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

### 大麻草（あさ）や栽培できない「けし」にご注意を！

問 木曾保健所 食の安全・生活衛生チーム  
☎0264 (25) 2235

大麻や麻薬などの薬物の乱用は、乱用者自身の健康上の問題にとどまらず、犯罪の引き金になるなど大きな危害をもたらします。

このため、乱用薬物の原料

となる大麻草やけしなどの植物は、法律により栽培が禁止されています。

栽培できない「けし」の特徴は、茎が太く、毛がない、葉が茎を抱き込む、白っぽい緑色をしていること等です。

大麻草や栽培できない「けし」を見かけた場合はご連絡ください。

\*\*\*5月16日から7月15日まで不正大麻・けし撲滅運動が実施されています\*\*\*

### 平成18年度 調理師試験及び製菓衛生師試験の実施について

調理師試験及び製菓衛生師試験の受験願書の受付を行います。

受験願書の書類は、木曾保健所と役場に置いてあります。

■受付期間  
7月18日（火）～20日（木）

■受付場所  
木曾合同庁舎202号会議室

■受付時間  
午前8時30分～午後5時15分

■試験日  
9月14日（木）午後1時～